# [事案 28-307] 死亡保険金支払請求

・平成29年7月14日 裁定打切り

#### <事案の概要>

責任開始日から 3 年以内の自殺は支払免責事由に該当するとして死亡保険金の支払いを拒否されたが、被保険者の死亡は、支払免責事由の自殺には該当しないとして、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

子が契約した限定告知型定期保険について、被保険者である子は、精神的な病気(統合失調症およびうつ病)であったため、心神喪失により死亡したものであり、支払免責事由には当たらないので、死亡保険金を支払ってほしい。

#### <保険会社の主張>

以下の理由により、統合失調症およびうつ病が、被保険者の自由な意思決定能力を喪失ない し著しく減弱させた結果、自殺したものとは認められないため、申立人の請求に応じることは できない。

- (1) 統合失調症による通院・入院の事実はあるが、退院時の所見は軽快であった。
- (2) 自殺に利用したロープは、被保険者本人が、インターネットで購入したものであった。
- (3) 遺書を残していた。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の死亡に至る経緯などを確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)提出された証拠を検討したところ、被保険者が、統合失調症を患っていたこと、自殺行為 の直前にうつ病の症状が強くなったことは認められ、そのことが自殺に関連している可能 性は否定できないが、これらの精神疾患による精神障害が被保険者の自由な意思決定能力 を喪失ないし著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだとまでは認定できない。
- (2) この点を判断するには、被保険者の精神疾患の程度、性格、自殺に至るまでの言動や精神 状態、自殺行為の態様、動機の有無などを総合的に考慮しなくてはならず、そのためには、 担当医師や被保険者の周囲の人物からの詳細な事情聴取、専門医の鑑定などが必要となる が、裁定手続には、第三者からの事情聴取や鑑定の手続は設けられていない。したがって、 本件は裁判所における訴訟手続によることが適当である。